

## 地球温暖化対策基本法案の概要

## 法律の必要性

- 鳩山総理大臣の国連演説に基づき、地球温暖化対策を推進するため、中長期的な排出削減目標を設定し、あらゆる政策を総動員することを明らかにする必要がある。

## 法案の概要

## 目的

- 地球温暖化の防止及び地球温暖化への適応が人類共通の課題であり、国際的枠組みの下で取り組むことが重要であることにかんがみ、温室効果ガスができる限り排出されない社会を実現するため、経済の成長、雇用の安定及びエネルギーの安定的な供給の確保を図りつつ地球温暖化対策を推進し、地球環境の保全並びに現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与

## 基本原則

- 地球温暖化対策として以下の原則を規定
  - 新たな生活様式の確立等を通じて、経済の持続的な成長を実現しつつ、温室効果ガスの排出削減ができる社会を構築
  - 国際的協調の下の積極的な推進
  - 地球温暖化の防止等に資する産業の発展及び就業の機会の増大、雇用の安定
  - エネルギーに関する施策との連携、エネルギーの安定的な供給の確保
  - 経済活動・国民生活に及ぼす効果・影響についての理解を得る

等

## 中長期目標

- 温室効果ガス削減目標：公平かつ実効性ある国際的枠組みの構築や意欲的な目標の合意を前提として、2020年までに25%を削減。また、2050年までに80%を削減(いずれも1990年比)
- 一次エネルギー供給に占める再生可能エネルギーの割合を10%(2020年)とする。

## 基本計画

- 地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画を策定

## 基本的施策

## 《地球温暖化対策のうち特に重要な具体的施策》

- 国内排出量取引制度の創設(法制上の措置について、施行後1年以内を目途に成案を得る)
- 地球温暖化対策のための税の平成23年度からの実施に向けた検討その他の税制全体のグリーン化
- 再生可能エネルギーの全量固定価格買取制度の創設その他の再生可能エネルギーの利用の促進

## 《日々の暮らし》

- 機械器具・建築物等の省エネの促進
- 自発的な活動の促進
- 教育及び学習の振興
- 排出量情報等の公表

## 《国際協調等》

- 国際的連携の確保、国際協力の推進

## 《地域づくり》

- 都市機能の集積等による地域社会の形成に係る施策
- 自動車の適正使用等による交通に係る排出抑制
- 森林の整備、緑化の推進等温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化
- 地方公共団体に対する必要な措置

## 《ものづくり》

- 革新的な技術開発の促進
- 機械器具・建築物等の省エネの促進
- 温室効果ガスの排出の量がより少ないエネルギーへの転換、化石燃料の有効利用の促進
- 地球温暖化の防止等に資する新たな事業の創出

- 原子力に係る施策

- 地球温暖化への適応

等

# 地球温暖化対策基本法案の概要

## 1 目的

地球全体における温室効果ガスの排出の量の削減に貢献するとともに、国際社会の中で率先して、エネルギー需給の在り方を含め社会経済構造の転換を促進しつつ、脱化石燃料化を図ること等により、温室効果ガスの排出の量をできる限り削減し、並びに温室効果ガスの吸収作用を保全し、及び強化することができ、かつ、地球温暖化に適応することができる社会を実現するため、環境基本法の基本理念にのっとり、基本原則を定め、各主体の責務を明らかにするとともに、温室効果ガスの排出の量の削減に関する中長期的な目標を設定し、地球温暖化対策の基本となる事項を定めることにより、経済の成長、雇用の安定及びエネルギーの安定的な供給の確保を図りつつ地球温暖化対策を推進し、もって地球環境の保全に貢献するとともに現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

## 2 基本原則

地球温暖化対策に係る基本原則として、次の事項を規定する。

- 新たな生活様式の確立等を通じて、豊かな国民生活及び産業の国際競争力が確保された経済の持続的な成長を実現しつつ、温室効果ガスの排出の量を削減し、並びに温室効果ガスの吸収作用を保全し、及び強化することができる社会が構築されることを旨として実施
- 我が国に蓄積された知識、技術、経験等を生かして、及び国際社会において我が国の占める地位に応じて、国際的協調の下に積極的に推進
- 地球温暖化の防止等に資する技術開発その他の研究開発及びその成果の普及が図られるよう実施
- 地球温暖化の防止等に資する産業の発展及びこれによる就業の機会の増大、地球温暖化対策の推進に伴い影響を受ける事業に従事する者の雇用の安定が図られるよう実施
- エネルギーに関する施策との連携を図りつつ、エネルギーの安定的な供給の確保が図られるよう実施
- 防災、生物の多様性の保全、食料の安定供給の確保、保健衛生及び医療の確保等に関する施策との連携を図りつつ実施
- 経済活動及び国民生活に及ぼす効果及び影響について事業者及び国民の理解を得つつ、適切な財政運営に配慮しながら、実施

### 3 中長期的な目標の設定

#### ①温室効果ガスの排出の量の削減に関する中期目標

平成 32 年までに達成を目指すべき我が国における一年間の温室効果ガスの排出量（吸収源、国際貢献を含みうる。）は、平成 2 年における温室効果ガスの排出量からこれに 25%の割合を乗じて計算した量を削減した量とする。

この中期目標は、すべての主要な国が、公平なかつ実効性が確保された地球温暖化の防止のための国際的な枠組みを構築するとともに、温室効果ガスの排出量に関する意欲的な目標について合意をしたと認められる場合に設定されるものとし、政府は、当該主要な国による国際的な枠組みの構築及び意欲的な目標についての合意が実現するよう努める。

#### ②温室効果ガスの排出の量の削減に関する長期目標

平成 62 年までに達成を目指すべき我が国における一年間の温室効果ガスの排出量（吸収源、国際貢献を含みうる。）は、平成 2 年における温室効果ガスの排出量からこれに 80%の割合を乗じて計算した量を削減した量とする。この場合において、政府は、平成 62 年までに世界全体の温室効果ガスの排出量を少なくとも半減するとの目標をすべての国と共有するよう努める。

#### ③中長期目標の達成努力

国は、中長期目標の達成に資するため、基本的施策を総合的、有効適切かつ効率的に講じなければならない。また、中期目標が設定されるまでの間においても、長期目標の達成に資するよう、基本的施策について積極的に講ずる。

#### ④再生可能エネルギーの供給量に関する中期的な目標

国は、①②の中長期目標の達成に関して、我が国における 1 次エネルギーの供給量に占める再生可能エネルギーの供給量の割合を、平成 32 年までに 10%に達することを目標とする。

### 4 基本計画

政府は、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地球温暖化対策についての基本的な方針等を定める、地球温暖化対策に関する基本的な計画（基本計画）を定める。

## 5 基本的施策

### ①国内排出量取引制度の創設

国は、温室効果ガスの排出の量の削減が着実に実施されるようにするため、国内排出量取引制度を創設するものとし、必要な法制上の措置について、地球温暖化対策のための税についての検討と並行して検討を行い、この法律の施行後1年以内を目途に成案を得る。

検討においては、排出者の範囲、当該範囲に属する排出者の一定の期間における温室効果ガスの排出量の限度を定める方法（※）その他国内排出量取引制度の適正な実施に関し必要な事項について検討を行う。

（※）・・・一定の期間における温室効果ガスの排出量の総量の限度として定める方法を基本としつつ、生産量その他事業活動の規模を表す量の一単位当たりの温室効果ガスの排出量の限度として定める方法についても、検討を行う。

### ②地球温暖化対策のための税の検討その他の税制全体の見直し

国は、地球温暖化対策を推進する観点から、税制全体のグリーン化（環境への負荷の低減に資するための見直し）を推進するものとし、その推進においては、地球温暖化対策のための税について、平成23年度の実施に向けた成案を得るよう、検討を行う。

### ③再生可能エネルギーに係る全量固定価格買取制度の創設等

国は、全量固定価格買取制度（電気事業者が一定の価格、期間及び条件の下で、電気である再生可能エネルギーの全量について、調達する制度）の創設に係る措置を講ずる。

加えて、再生可能エネルギーを利用するための設備の設置の促進、再生可能エネルギーの供給に資するための電力系統の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

### ④原子力に係る施策等

国は、温室効果ガスの排出の抑制に資するため、温室効果ガスの排出の量がより少ないエネルギー源への転換を促進するために必要な施策を推進するものとし、特に原子力に係る施策については、安全の確保を旨として、国民の理解と信頼を得て、推進する。

その他、以下のような基本的施策を規定する。

### ⑤エネルギーの使用の合理化の促進等

### ⑥交通に係る温室効果ガスの排出の抑制

- ⑦革新的な技術開発の促進等
- ⑧メタン及び一酸化二窒素の排出の抑制
- ⑨フロン類等の使用の抑制等
- ⑩新たな事業の創出等
- ⑪教育及び学習の振興等
- ⑫自発的な活動の促進
- ⑬温室効果ガスの排出量等に関する情報の公表等
- ⑭地域社会の形成に当たっての施策

国は、土地利用に関する施策が温室効果ガスの排出の抑制等に資するものとなるよう配慮するとともに、公共施設その他の公益的施設の整備による都市機能の集積並びに地域におけるエネルギーの共同利用及び廃熱の回収利用の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

- ⑮温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化
- ⑯地球温暖化への適応を図るための施策
- ⑰国際的協調のための施策

国は、すべての主要な国が参加する公平なかつ実効性が確保された地球温暖化の防止のための国際的な枠組みの構築を図るとともに、地球温暖化の防止及び地球温暖化への適応に関する国際的な連携の確保、国際的な資金の提供に関する新たな枠組みの構築、技術及び製品の提供その他の取組を通じた自国以外の地域における温室効果ガスの排出の抑制等への貢献を適切に評価する仕組みの構築その他の国際協力を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

- ⑱地方公共団体に対する財政措置等
- ⑲地球温暖化の状況等に関する観測等
- ⑳制度の調査及び研究
- ㉑政策形成への民意の反映等

国は、地球温暖化対策に関する政策形成に民意を反映し、並びにその過程の公正性及び透明性を確保するため、地球温暖化対策に関し学識経験のある者、消費生活、労働及び産業の領域を代表する者その他広く事業者及び国民の意見を求め、これを考慮して政策形成を行う仕組みの活用を図るものとする。

## 6 施行期日

公布の日（ただし、3①は、すべての主要な国が、公平なかつ実効性が確保された地球温暖化の防止のための国際的な枠組みを構築するとともに、温室効果ガスの排出量に関する意欲的な目標について合意をしたと認められる日以後の政令で定める日）